

募集 自衛官募集

●申し込み・問い合わせ 自衛隊熊本地方連絡部 菊池分駐所 ☎0968(24)2772

募集種目	受付期間	試験日	受験資格
防衛大学校生(推薦)	9月5日(火)～9月7日(木)	9月23日(土)・24日(日)	高卒(見込含)、21歳未満の人(学校長の推薦必要)
防衛大学校生(総合選抜)	9月5日(火)～9月7日(木)	1次:9月23日(土) 2次:10月28日(土)・29日(日)	高卒(見込含)、21歳未満の人
防衛大学校生(一般・前期)	9月5日(火)～9月29日(金)	1次:11月4日(土)・5日(日) 2次:12月5日(火)～9日(土)	高卒(見込含)、21歳未満の人
防衛医科大学校生	9月5日(火)～9月29日(金)	1次:10月28日(土)・29日(日) 2次:12月13日(水)～15日(金)	高卒(見込含)、21歳未満の人
陸上自衛官(看護)	9月5日(火)～9月29日(金)	1次:10月14日(土) 2次:11月25日(土)・26日(日)	高卒(見込含)、21歳未満の人

※自衛官を目指す人はもちろん、自衛官について少しでも興味がある人は気軽に資料請求などお問い合わせください。

募集 熊本市町村職員共済組合職員採用試験

●申し込み・問い合わせ 熊本市町村職員共済組合 総務課 ☎096(365)1900

試験区分	採用予定人数	受付期間	試験日・会場	受験資格
一般事務	1人程度	8月28日(月)～9月15日(金) 午前8時30分～午後5時 ※土・日を除く	1次試験:10月22日(日) 場所:熊本市町村自治会館別館 2次試験:11月下旬(予定) 場所:未定	●大学卒業程度 (平成5年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人で、4年制大学卒業程度の学力を有する人)

※申込用紙は、熊本市町村職員共済組合総務課で配布します。

募集 町内学童クラブ職員募集

●申し込み・問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

保護者の就労などで、放課後に自宅で過ごすことができない児童の指導・保育を行う「学童保育指導員」を募集します。資格・年齢は問いません。

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	報酬
学童保育指導員	町内学童クラブ(大津小校区、室小校区、美咲野小校区)	平日(学校開校時のみ) 夏休み期間	平日 放課後～午後7時 【夏休みなど長期休暇】 午前8時～午後7時(実働8時間)	資格の有無や職務経験などを考慮します

税 熊本地震に関する税務署からのお知らせ

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121



熊 本地震により、国税に付いての申告、申請、請求、納税などを期限までにできない人は、申請により次のような期限の延長や納税の猶予などができることがあります。

- ①申告、納付などの期限延長
- ②納税の猶予
- ③予定納税の減額
- ④所得税の軽減免除など
- ⑤相続税・贈与税の軽減免除
- ⑥源泉所得税の徴収猶予または還付
- ⑦特定非常災害による消費税の届出などに関する特例
- ⑧納税証明書の無料発行

※申請に必要なものや、申請期限などは項目ごとに異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページに掲載しています(「国税庁」で検索してください)。



●地震により被害を受けた人が作成する契約書などに必要な印紙税が次の場合、申請により非課税または還付されます。

- ①災害により滅失、または損壊したため、取り壊した建物の代替建物を取得するときなどに被災した人が作成する不動産譲渡契約書、または建物工事請負契約書に使う印紙税。
- ②公的貸付機関や銀行などの金融機関が、指定災害により被害を受けたときに他の金銭の貸付けの条件に比べて、特別に有利な条件で行う金銭の貸付けについての消費貸借に関する契約書の印紙税。
- ③「平成28年熊本地震」に関する契約書で、①や②の件に該当し、すでに印紙税を納付した場合は、税務署長の過誤納確認を受けることでその納付された印紙税が還付されます。

お知らせ ご存知ですか? 『道路』について

●問い合わせ 役場建設課 管理係 ☎096(293)2815

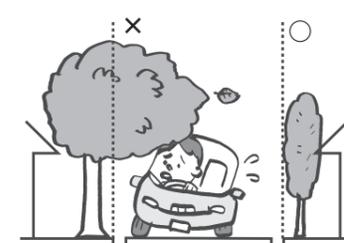
8月10日は「道の日」です。そして、8月は「道路ふれあい月間」です。私たちが生活する上で、「道路」は欠かすことのできない公施設です。道路を安全快適に利用するために、ご協力をお願いします。

■穴など道路の破損を見つけた時は……
道路の穴ぼこや破損は、道路の管理者が対応します。そのため、破損した道路は、どこが管理しているのかを確認する必要がありますので、場所を知らせてください。
町道など町が管理している道路は、町職員が現地を確認し、必要に応じた対応をいたします(国・県が管理する道路は、その道路の管理者が対応することとなります)。

■道路に張り出した木は切りましょう
私有地から道路に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があります。町や県では切ることができませんので、土地所有者にせんでん・刈り込みをお願いしています。
木の枝や生垣が道路上に張り出したり覆いかぶさると、通行



■皆さんでできることはご協力をお願いします
道路の維持管理、街路樹のせん定、法面の除草や側溝の清掃などの維持管理費にもたくさんのお金が使われています。道路は、皆さんが通行するために安全な状態にする必要があります。住民の皆さんのご協力をお願いします。



しづらだけでなく、倒木などにより大きな事故の原因にもなりかねません。お近くでこのような箇所を見かけたら、ご近所同士でお声掛けをお願いします。